

がん治療により、脱毛、肌や爪の変化、部分欠損などで、外見に変化が起こることがあります。それが原因で、他人との関わりを避けたいなったり、外出をしなくなったり、今まで通りの生活を送りにくくなる場合があります。

「周りの人からどう思われるか気になる」「自分らしさがなくなったような気がする」「治療をする気になれない」などと悩むことはありませんか。

市では、がんの治療に伴う外見の変化による不安や悩みが少しでも軽くなり、自分らしい生活を続けることができるよう、医療用ウィッグ購入費の一部を補助しています。

4

、情報を知りたい！ /

情報

- 国立がん研究センター
「アピランス（外見）ケアとは？」



- 岩手県
「いわてのがん療養サポートブック
～がんと診断されたあなたへ～」

医療用ウィッグ
購入費補助
について

盛岡市では、
がん患者の方が
治療と自分らし
い生活を両立
できるよう
支援します

●申請に関するお問合せ先●

〒020-0884
岩手県盛岡市神明町3番29号

盛岡市保健所健康増進課
電話 019-603-8306

1

どんな補助が受けられるの？

事業の内容

対象者

※次の①・②の両方に該当する方

- ①盛岡市民
- ②がんと診断され治療に伴う症状により医療用ウィッグを必要とする方

補助対象品

医療用ウィッグ（全頭用）

（令和3年4月1日以降に購入したもの）

- ※髪の毛付帽子等は、対象外です。
- ※本体に含まれない付属品やケア用品は除きます。
- ※ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットは別売りの場合は、対象外です。
- ※購入に要した交通費や送料等は対象となりません。

補助金額

購入費用の2分の1
上限20,000円

補助回数

1人につき1回限り

- ※令和2年4月1日以降に、岩手県内の市町村で同様の補助を受けた場合は、対象外となります。

2

補助を受けるにはどうしたらいいの？

申請から補助金交付までの流れ

1 医療用ウィッグの選択

お好きな医療用ウィッグを選び、
見積書を受け取ってください。

2 申請書類の用意・提出

右側の「申請に必要な書類」をそろえ、
盛岡市保健所健康増進課に提出してください。

※郵送や申込フォームによる
申請もできます。



3 交付決定（不決定）通知書を郵送

申請書類に基づき、申請内容を審査します。
審査結果について、交付決定又は不決定通知書をお送りします。

※交付決定の場合、請求に必要な書類を
同封しお送りします。

4 医療用ウィッグの購入

交付決定を受けた後、医療用ウィッグを購入し、
必ず領収書を受け取ってください。

5 補助金請求手続き・補助金の交付

請求に必要な書類を健康増進課に提出してください。
指定の口座へ補助金を交付します。

3

申請に必要な書類は？

交付の申請

書類名

- 盛岡市がん患者医療用補整具
購入費補助金申請書※1
- がん治療を受けていることが分かる
書類の写し※2
- 医療用ウィッグの種類と金額が
確認できる見積書の写し
- 本人（申請者）の本人確認書類の写し
（運転免許証・健康保険証）

※1：申請書は健康増進課の窓口で
配布しています。また、
市の公式ホームページで
ダウンロードできます。



※2：「治療を証明する書類」は、脱毛の原因となつた治療を行ったことが分かる（病名・医療機関名・主治医・抗がん剤などの記載がある）ものとしてください。【証明書類の例】
診断書、説明書、治療方針計画書、診療明細書、
クリニカルパス、がん診療パス、わたしのカルテ、
お薬手帳 等

【申請先】

〒020-0884
岩手県盛岡市神明町3番29号
盛岡市保健所2階
健康増進課
がん患者等生活支援事業担当者宛
※市ホームページの
申込フォームからも申請できます。
（上記のQRコード）